

## 令和7年 第12回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和7年11月21日 金曜日
2. 総会招集の期日 令和7年11月21日 金曜日
3. 開会の日時 令和7年11月25日 火曜日 午後1時30分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(17名)

1番 平子良之 委員	2番 片倉 功 委員
3番 小林美和子 委員	4番 平 博之 委員
5番 青木久美子 委員	6番 工藤俊昭 委員
7番 渋谷吉介 委員	8番 青木龍哉 委員
9番 寺嶋嘉春 委員	10番 安部 剛 委員
11番 椎名一志 委員	13番 鈴木憲一 委員
14番 井瀨博昭 委員	15番 鈴木淳一 委員
16番 高橋 剛 委員	17番 寒河江 忠 委員
6. 欠席委員(1名)

12番 高橋 忠 委員
-------------

### 事務局職員出席者

高橋嘉樹 事務局長	三浦美佐子 補佐
井上克俊 係長	深瀬柊介 主事

### 議事日程

令和7年11月25日 火曜日 午後1時30分開会

- |      |   |
|------|---|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について                              |
| 日程第2 | 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について           |
| 日程第3 | 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について                 |
| 日程第4 | 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について              |
| 日程第5 | 議案第38号 農用地利用集積等促進計画(案)について                  |
| 日程第6 | 議案第39号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目の認定について |

### 本日の総会に付した事件

議事日程に同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから 令和7年第12回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の議席番号12番 高橋 忠 委員 であります。よって、ただ今の出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし、定足数に達しております。それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について 議長より指名させていただきます。議席番号13番 鈴木 憲一 委員、議席番号14番 井渕 博昭 委員のお2人をお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第2 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 報告第15号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この9件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第3 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について7件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第36号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

これより担当地区委員の現地調査報告を求めます。番号1は 高橋 剛 委員をお願いいたします。

○ 16 高橋 剛 委員

はい。番号1についてご説明いたします。譲受人の●●さんですけども、以前は東京の方に住んでいたんですけども、13年前にこの●●●●さん…奥さんの方ですけども、奥さんの実家の方に帰って住みたいというふうなことで、13年前に住宅を探していたところ、この譲渡人の○○○○さんの実家である五十川の住宅と土地を買うことができるということで、東京から帰ってきたご夫妻でありまして、来た当時、事務局の説明があったように、住宅、農地が同じ屋敷内で一緒に買おうとしたのですが、面積要件がありまして…当時ですと、「この人しか耕作できない」ということであれば購入可能だったわけですけども、隣の農地と繋がっていたというふうなことで、「この人でなくとも作られる農地」ということで、売買はできないというふうなことで、そのままになっていたわけですけども、この度、○○さんも、とにかく実家のことをきれいにしたいということで、●●さんの方に話をしながら、このたび無償譲渡ということになったと聞いております。●●さんも東京から来た時から家の前の畑を一所懸命耕して直売所に出したりしてきれいに管理している方でございますので、今後とも問題ないなということで大丈夫だというふうに報告いたします。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に番号2は、寺嶋 嘉春 委員をお願いいたします。

○ 9 寺嶋 嘉春 委員

はい。番号2についてご報告申し上げます。貸人の○○○○さんは、農業法人に貸しておりましたが、事務局の説明の通り法人の事業縮小により借受人を探しておりまして、そこで●●●●さんが借りるということになります。●●●●さんは会社員で60歳ということで、定年を間近に控えながら農業に興味を持ち、だんだんと規模を拡大して頑張っていく所存であるというお話をしています。農機具もほぼ揃っておりますし、問題ないというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に番号3を青木 龍哉 委員にお願いいたします。

#### 8 青木 龍哉 委員

番号3の案件について報告いたします。貸人の〇〇〇〇さんには息子さんという後継者がいますけれども、お勤めになっていてなかなか耕耘することができない。〇〇〇〇さんは年齢が70で平均的な農業者の年齢ですけれども、体に痛みがありちょっと縮小したいということでした。隣接している農業法人の●●●●さんは平野の中心的な農業者で何ら問題ございません。以上でございます。

#### ○ 寒河江 忠 議長

次は番号4及び5は、片倉 功 委員にお願いいたします。

#### 2 片倉 功 委員

はい。番号4でございます。借受人の●●●●さんは、地域の担い手で一通り機械も揃っております。今回は面積の一部が変わるということと、新たな圃場があるわけですが、新たな圃場については、水田にする…イネを作りたいというようなことでもございました。問題はないものというふうに思います。番号5でございます。借受人の●●●●さんは地域の担い手ということで、一通り機械が揃っております。水田と啓翁桜、あとは大豆の組織の構成員となっていて、一部大豆作りをしているというようなことで、水田になるところは水田をしたい、あと住宅の周りの小さいところもありますので、そういうところは大豆を作ってみたり、可能なところは啓翁桜を入れたりというふうなことのようでもございます。問題はないものというふうに思われます。

#### ○ 寒河江 忠 議長

はい。そして番号6及び7は、鈴木 憲一 委員にお願いします。

#### 13 鈴木 憲一 委員

はい。6番、7番でございますが、先ほど説明がございましたように、貸人の〇〇〇〇さんにおかれましては、旦那さんが5月か6月ぐらいにお亡くなりになって、ちょっと女性では耕作ができないというようなことで、〇〇〇〇さん、また7番の貸人の□□□□さんの隣接する田んぼについては、借人の●●●●さんが今現在も作付けしていて、一貫して一連の圃場になるということでありまして、●●●●さんにおかれましては、地域でも、多くの水田を耕作されている間違いのない方でございますので、問題ないというふうに報告させていただきます。

#### ○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明及び担当地区委員からの現地調査報告が終わりました。なお、番号3については、片倉 功 委員に関係がありますので、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、この1件を除く6件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

#### ○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号3を除く6件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

#### ○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号3を除く6件について、これを許可することに決定いたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、片倉 功 委員の退席をお願いいたします。

(片倉 功 委員 退席)

#### ○ 寒河江 忠 議長

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号3の1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

#### ○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号3の1件について、これを許可することに賛成の委

員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請のうち番号3の1件について、これを許可することに決定いたします。ここで片倉 功 委員の復席を求めます。

(片倉 功 委員 復席)

片倉 功 委員に申し上げます。ただいま、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請のうち番号3の1件について、これを許可することに決定しましたので、告知いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第4号 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第37号朗読後、説明 —

議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、今月は1件でございます。1番 花作町の1筆。地目が畑、面積が411㎡でございます。権利種別は所有権移転。譲渡人が花作町在住の〇〇〇〇。譲受人が川西町在住の●●●●、及び●●■●でございます。転用目的は一般個人住宅の新築のためです。概要ですが、現在住んでいるアパートが手狭になってきたため、申請地を譲り受け自己住宅を建築するために申請するものでございます。続いて費用面ですが、土地取得費としまして総額■●万円。造成費としまして■●万■千円。建築費として■●万円で総額■●万■千円となります。続いて要件ですが、当該地は第三種農地に該当するため、許可は可能となります。造成は約30センチの盛土を行います。また土留めによる法面の保護を行います。取排水は上水道及び公共下水道、雨水は地下浸透です。続いて位置関係ですが、北側は田及び宅地、南側は公衆用道路を挟んで宅地、東側は畑、西側は宅地となります。周囲への影響についてですが、緑地・間緩地を設けるとともに、建物の高さを加減するため、周辺に及ぼす影響は少ないと思われれます。なお、本案件は地域計画の区域内の農地であったため目標地図からの除外及び地域計画本体の面積等を変更済みでございます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

「地域計画変更済み」ということで、これはもう全くその通りだと思っておりますが、その辺は先月説明があったわけですが、ぜひ、注釈いいですか。

◎ 深瀬主事

はい。あと、先ほどの最後の方に申し上げた地域計画の補足になりますが、こちらの花作町の1筆については、中央地区の地域計画の区域内に当然入っている農地で、もともと中央●●●●組合の方で耕作ということで地域計画の色が染まっていたところでもあるんですけども、先月10月の申請案件として申請がありまして、所有者及び現在地域計画で色が染まっている耕作者である中央●●●●組合からの同意のもと地域計画の変更申請があった案件となりましたので、地域計画の対面での協議等は行わずに、簡易協議で地域計画からの変更を行い公告となりましたので、この11月の転用案件として上がってきたものでございます。そのため、先ほど地域計画からの変更も変更済みというようなことで説明をさせていただいたところでございます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。ということで、地域計画が始まったばかりですので、注釈を加えてもらいました。「簡易協議」ということで手続きを進めたという内容であります。それでは、皆さんからご意

見ご質問ないようですので、採決いたします。議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

挙手全員であります。よって、議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請1件についてこれを許可することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第5 議案第38号 農用地利用集積等促進計画（案）について 所有権移転4件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第38号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。農用地利用集積等促進計画（案）4件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第38号 農用地利用集積等促進計画（案）4件についてこれを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって議案第38号 農用地利用集積等促進計画（案）4件についてこれを承認することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第6 議案第39号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目の認定について1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。三浦補佐。

◎ 深瀬主事

— 議案第39号朗読後、説明 —

今回の地区につきましては、1番「長井市今泉及び河井の各一部、405地区」ということで、0.30平方キロ。調査期間につきましては、令和6年8月22日から7年3月31日までに実施したものになります。内容についてですが、下記に従いまして、読んで参ります。農地から農地以外への地目変更といたしまして、調査前の地目が田であった箇所が山林に変わった箇所が1筆219㎡、合計で1筆219㎡。調査前が畑であった箇所が宅地に変わった箇所が11筆、3,864.98㎡。山林に変わったところが4筆で5,536㎡。原野に変わったところが27筆で2万9,272㎡。公衆用道路に変わったところが1筆で9.93㎡。雑種地に変わったところが3筆で2,444㎡、合計で46筆4万1,126.91㎡ということです。合計の欄だけ申し上げます。47筆で4万1,345.91㎡が農地から非農地に変更になったという調査内容であります。では次のページですけれども、「参考」ということをごさいます。農地から農地への地目変更につきましては0筆、農地以外から農地に地目変更された箇所については、調査前が山林であった箇所が畑になったところが17筆で1万2,601㎡。こちらが合計17筆、1万2,601㎡ということをごさいます。こちらの内容につきまして、豊田地区の農業委員に現地確認をしていただきまして、すべてこの調査内容の通りであることをご確認いただきました。以上であります。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目の認定1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質問ご意見ないようですので、採決いたします。議案第39号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目の認定1件について、これを承認す

ることに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって議案第39号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目の認定1件について、これを承認することに意見を決定いたします。

以上をもちまして、令和7年第12回 長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 13:59

上記のとおり、令和7年第12回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年11月25日

議 長	会 長	ⓐ
議事録署名委員	13番	ⓐ
議事録署名委員	14番	ⓐ